第１【信託財産の状況】
　１【概況】
　　⑴【信託財産に係る法制度の概要】
　　⑵【信託財産の基本的性格】
　　⑶【信託財産の沿革】
　　⑷【信託財産の管理体制等】
　　①【信託財産の関係法人】
　　②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】
　　③【信託財産の管理体制】
　２【信託財産を構成する資産の概要】
　　⑴【信託財産を構成する資産に係る法制度の概要】
　　⑵【信託財産を構成する資産の内容】
　　⑶【信託財産を構成する資産の回収方法】
　３【信託の仕組み】
　　⑴【信託の概要】
　　①【信託の基本的仕組み】
　　②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】
　　③【委託者の義務に関する事項】
　　④【その他】
　　⑵【受益権】
　　⑶【外国信託受益証券の取得者の権利】
　　⑷【情報開示の概要】
　４【信託財産を構成する資産の状況】
　　⑴【信託財産を構成する資産の運用（管理）の概況】
　　⑵【損失及び延滞の状況】⑵
　　⑶【収益状況の推移】⑶
　　⑷【買戻し等の実績】⑷
　５【投資リスク】
　６【信託財産の経理状況】
　　⑴【貸借対照表】
　　⑵【損益計算書】
　７【証券所有者に関する事項】
　　⑴【証券の上場等に関する事項】
　　⑵【課税上の取扱い】
　　⑶【為替管理上の取扱い】
　　⑷【本邦における代理人】
　　⑸【裁判管轄権等】
第２【証券事務の概要】
第３【その他】
第４【受託者、委託者及び関係法人の情報】
　１【受託者の状況】
　　⑴【受託者の概況】
　　⑵【事業の内容及び営業の概況】
　　⑶【経理の状況】
　　⑷【利害関係人との取引制限】
　　⑸【その他】⑸
　２【委託者の状況】
　　⑴【会社の場合】
　　①【会社の概況】
　　②【事業の内容及び営業の概況】
　　③【経理の状況】
　　④【利害関係人との取引制限】
　　⑤【その他】⑹
　　⑵【会社以外の団体の場合】
　　①【団体の沿革】
　　②【団体の目的及び事業の内容】
　　③【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
　　④【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
　　⑶【個人の場合】
　　①【生年月日】
　　②【本籍地】
　　③【職歴】
　　④【破産手続開始の決定の有無】
　３【その他関係法人の概況】
　　⑴【名称、資本金の額及び事業の内容】
　　⑵【関係業務の概要】
　　⑶【資本関係】
　　⑷【役員の兼職関係】
　　⑸【その他】⑹
第５【参考情報】⑺
（記載上の注意）
　⑴　一般的事項
　　ａ　記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。
　　ｂ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第１中「６　信託財産の経理状況」の次に「６の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
　　ｃ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
　　ｄ　本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
　　ｅ　会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
　　ｆ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
　　ｇ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
　　ｈ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｈにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。